

## 沖縄市多胎児育児支援員派遣事業業務受託者募集要項

### 1. 事業の目的

双子以上の多子(以下、多胎児という。)を養育する世帯(以下、対象世帯という。)は、一般的な育児世帯と比較し養育者の身体的、精神的、経済的な負担が大きいといわれています。沖縄市では、対象世帯に対し、養育者の希望に応じ育児支援員を派遣し、育児に関する支援を行い、養育者の育児負担の軽減を図ることを目的に、多胎児育児支援員派遣事業を実施しています。事業を実施するにあたり、令和 8 年度の受託事業者を募集し、選考を行います。

### 2. 議会の議決

本要項に基づく受託者の募集は、本事業の実施に係る令和 8 年度予算案が可決されることが前提となります。したがって、予算の成立状況等によっては、募集を行わなかったものとして取り扱うことがあります。その際に生じた応募及びその準備等に係る損害賠償等には一切応じられませんので予めご了承ください。

### 3. 委託名及び委託期間

- (1)委託名:沖縄市多胎児育児支援員派遣事業業務委託
- (2)委託期間:令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4. 業務の概要

「沖縄市多胎児育児支援員派遣事業実施要綱」第 4 条に定める支援内容を行い、「沖縄市多胎児育児支援員派遣事業業務委託仕様書」のとおりとする。

- (1)支援員の派遣による育児に関する支援
- (2)派遣に付随する以下のコーディネート業務
  - ア.市との連絡調整
  - イ.利用者との日程調整、初回訪問の同行
  - ウ.利用者に関する状況報告
  - エ.毎月の支援状況の報告、請求書等の提出
  - オ.その他上記に付随する業務(帳簿類の整備、研修の実施、事業報告等)

### 5. 委託料

実績に応じ、以下の金額を支払うものとする。

	金 額	備 考
訪問 1 件あたり	6,500 円	
当日キャンセル料	1,200 円	支援日前日の 17 時以降の連絡から適用。
訪問時不在	1,200 円	支援日当日、キャンセルの連絡もなく、訪問したが不在であった場合。

## 6. 受託者の要件

事業者は以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1)法人格を有していること。
- (2)育児支援の事業実績があり、本業務を適切に運営することができると認められること。
- (3)本業務において派遣可能な従事者を有していること。
- (4)多胎妊産婦等の支援に関する研修を実施すること。
- (5)市との適切な連携・調整を行うことができること。
- (6)事故等の緊急事態に備え、損害賠償保険等の保険に加入すること。

## 7. 欠格事由

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2)暴力団又はその他暴力的集団の構成員、また暴力団関係者として入札等除外措置を受けている。
- (3)法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。  
個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者。又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申し立てをなされている者。
- (5)次の号のいずれかに該当している団体。
  - ア.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団等の統制の下にある者。
  - イ.代表者又は役員が暴力団員等であるもの。
  - ウ.暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの。
- (6)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体。
- (7)本市から指名停止を受けている期間中であるもの。

## 8. 契約までのスケジュール

令和 8 年 3 月 6 日(金)～	市ホームページにて受託者募集の開始
令和 8 年 3 月 12 日(木)	質問票の提出期限(メールにて提出)
令和 8 年 3 月 16 日(月)	質問への回答(全応募事業者に対しメールにて回答送付)
令和 8 年 3 月 23 日(月)	受託申込書の提出期限
令和 8 年 4 月 1 日(水)	契約締結

## 9. 質問票の提出及び回答

受託に際して質問等がある場合は、質問票による確認ができます。

- (1)提出期限及び方法

令和 8 年 3 月 12 日(木) 17 時 15 分まで

メールによる提出

メールアドレス:a104bosihoken@city.okinawa.lg.jp

(2)回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年3月 16 日(月)に全応募事業者にメールにて回答を送付します。

10.事業受託申込み手続き等

受託希望の事業者は、受託に必要な以下の書類をご提出下さい。

(1)提出書類

ア.沖縄市多胎児育児支援員派遣事業業務委託申込書(様式 1)・・・ 1 部

イ.法人の概要がわかる資料(様式 2)・・・ 1 部

ウ.支援員として派遣可能な人員についてわかる資料(様式 3)・・・ 1 部

エ.滞納のないことがわかる証明書・・・ 1 部

オ.誓約書(様式 4)・・・ 1 部

(2)提出期限

令和 8 年3月 23 日(月) 17 時 15 分まで(郵送または持参。郵送の場合は当日必着)

(3)提出先

沖縄市こどものまち推進部 こども相談・健康課 母子保健係 (市役所 2 階)

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

電話:098-939-1252(係直通)

11. 受託申込書類の審査

期間内に提出された申込書類一式により審査を行い、結果は応募者に通知します。

なお、次のいずれかに該当するものは無効とします。

①受託者の要件に満たないもの。

②指定日時まで必要書類が提出されなかったもの。

③その他、申込みに関する条件に違反したもの。

12. 応募上の注意

(1)手続きに関する一切の費用については、事業者の負担となります。

(2)提出された必要書類及びその他関係書類の返却はできません。

(3)提出された必要書類に虚偽の記載をした場合は、必要書類の提出を無効とします。

13. 問い合わせ先

沖縄市こどものまち推進部 こども相談・健康課 母子保健係 (担当:當眞)

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

電話:098-939-1252(係直通)

FAX:098-934-3830(総務課経由) メールアドレス:a104bosihoken@city.okinawa.lg.jp